

伊豆市自転車安全整備店設置補助金の概要

この事業は、東京 2020 大会自転車競技の開催地である伊豆市において、自転車に関係するレガシー創出並びに自転車を利用する市民及びサイクリストの利便性向上を図るため、自転車まちづくりの拠点整備を目的として、市内に専門的な知識と技能を持つ自転車安全整備士を有する自転車安全整備店を開設し、及び運営する者に対して、自転車安全整備士の資格取得に係る経費及び市内施工業者が施工した整備場所の設置工事経費の一部を補助するものです。

【補助対象者について】

- 市内に自転車安全整備店の開設を予定している個人又は法人。
- 納期限の到来した市税を完納している方、暴力団員等でない方。

【補助の対象となる事業について】

- 自転車安全整備店を整備した後、速やかに供用し、少なくとも自転車安全整備店を週に平均 4 日以上営業し、これを 5 年間以上継続すること。
- サイクリストが立ち寄りやすい空間を運営すること。
- 伊豆市内で開設し、及び営業すること。
- 地域に密着した活動を行うこと。

【補助対象経費について】

事業を行なうために市内に新たに設置した事業所の①自転車安全整備店の開設に係る経費、②自転車安全整備士の資格取得に係る経費。

- ① 自転車安全整備店の開設に係る経費 自転車安全整備店の整備場所の工事費、自転車整備工具取得費。

※新築・増築・改築・修繕等の直接工事経費、設備購入経費。

※補助金交付決定前の工事については対象外。

- ② 自転車安全整備士の資格取得に係る経費 協会が実施する自転車安全整備技能検定の受験に必要な経費。

【補助金額について】

- ①自転車安全整備士の資格取得に係る経費 伊豆市内に開設する自転車安全整備店に勤務する者の経費を対象とし、限度額は 20 万円。

- ②補助金の額は、自転車安全整備店の開設に係る経費及び自転車安全整備士の資格取得に係る経費の合計額の 2 分の 1 の額で、限度額は 50 万円。

【その他】

- 補助金は予算の範囲内での交付となります。
- 補助金に関する書類は、5 年間保存してください。
- 事業開始後 5 年間は、年度ごと事業継続がわかる書類を提出してください。

【問合せ】

伊豆市産業部観光商工課

〒410-2413 伊豆市小立野 24-1 TEL : 0558 - 74 - 2020 Fax : 0558 - 72 - 9909

【自転車安全整備店設置補助金の手続きの流れ】

●自転車安全整備店の設置計画の申請

●申し込み	「伊豆市自転車安全整備店設置補助金交付申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、観光商工課の窓口へ提出。	
	添付書類	<p>●共通</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 収支計画書</p> <p>(3) 市税の納税証明書又は非課税証明書（直近1年分）</p> <p>(4) 自転車安全整備店の開設 予定位置図</p> <p>(5) 暴力団員でないことを誓約する書類</p> <p>(6) 振込口座の分かる通帳の写し</p> <p>●自転車安全整備店の開設に係る経費を申請する場合</p> <p>(1) 自転車安全整備店の整備に係る施工前写真</p> <p>(2) 自転車安全整備店の整備に係る見積書</p> <p>(3) 自転車整備工具取得費に係る経費が確認できる書類の写し</p> <p>●自転車安全整備士の資格取得に係る経費を申請する場合</p> <p>(1) 自転車安全整備士の資格取得に係る経費が確認できる書類の写し</p>



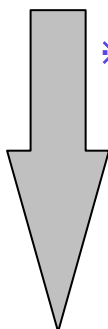
●交付申請書類審査後、補助金の交付決定通知書を送付



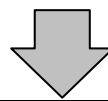
●交付決定後に設置工事に着手（交付決定以前に着手した工事は対象になりません）

●自転車安全整備技能検定の受験（交付決定以前の検定は対象になりません）

※令和4年度のみ交付決定以前の場合も対象とする（令和4年4月1日以後のものに限る）。

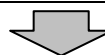


※申請内容に変更がない場合



※申請内容に変更がある場合

●変更	<p>「伊豆市自転車安全整備店設置計画変更承認申請書（様式第5号）」を観光商工課へ提出。</p> <p>※自転車安全整備技能検定で不合格となった場合も上記様式にてご報告ください。</p> <p>変更承認を以て、補助金交付手続きを終了します（下記以降の対応不要）。</p>
-----	---



●自転車安全整備店設置工事完了及び自転車安全整備技能検定合格後の報告

●完了報告	「伊豆市自転車安全整備店設置補助金完了報告書（様式第8号）」に次の書類を添えて、観光商工課へ提出。	
	添付書類	<p>●共通</p> <p>(1) 自転車安全整備店の要件を満たすことを明らかにする書類</p> <p>(2) 自転車安全整備士番号が記載された「自転車安全整備士之証」の写し</p> <p>(3) 個人の場合は、開業等の届出書の写し又はそれに類する書類</p> <p>(4) 法人の場合は、法人の登記事項証明書</p> <p>●自転車安全整備店の開設に係る経費を完了報告する場合</p> <p>(1) 工事施行後の写真</p> <p>(2) 工事費の支払いを証する書類</p> <p>(3) 自転車整備工具取得費の支払いを証する書類</p> <p>●自転車安全整備士の資格取得に係る経費を完了報告する場合</p> <p>(1) 自転車安全整備士の資格取得費の支払いを証する書類</p>
	提出期限	事業完了後 30 日以内か年度の末日までのどちらか早い日。



●補助金の交付確定通知書を送付



●補助金の請求	交付確定後に「伊豆市自転車安全整備店設置補助金請求書（様式第9号）」を観光商工課に提出。（郵送も可）
---------	--



●市から補助金の支払い（口座振り込み）



●書類の保存	補助事業完了後5年間は、本補助金に係る費用に関する書類等を保存する。
●変更	<p>●補助事業完了日から起算して5年間以内に、補助対象の店舗及び設備を市外へ移転し、又は補助金交付の目的に反して使用、売却、譲渡、貸し付け若しくは担保に供する場合。 伊豆市自転車安全整備店設置補助金に係る処分承認申請書（様式第6号）</p> <p>●補助事業完了日から起算して5年間以内に、事業を休業、又は中止する場合。 伊豆市自転車安全整備店設置補助金に係る休業（閉店）承認申請書（様式第7号）を観光商工課へ提出。</p>